

## 特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名

特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務

#### (2) 目的

この要領は、特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置にあたり、当該業務の目的及び内容に最も適した受託業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (3) 業務内容

「特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務仕様書」による。

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和7年11月30日(日)まで

#### (5) 委託料上限額

4,500,000円(消費税及び地方消費税含む。)

### 2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 仕様書に基づき、誠意を持って業務を履行できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 平群町の令和7年度の入札参加資格を有しない者は、参加表明書提出とともに別紙「特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務参加資格審査申請要領」に定める関係書類を提出すること。
- (4) 平群町の令和7年度の入札参加資格を有する者については、参加表明書提出期限日以降において、平群町指名停止処分を受けていないこと。また、平群町の令和7年度の入札参加資格を有しない者については、他市町村で指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 奈良県内に本店(主たる営業所)又は支店(主たる営業所から本町との契約について、一切の権限を委任されている営業所)を有すること。
- (8) 奈良県屋外広告業の知事登録をしている者であること。

### 3. 日程

|   | 項 目        | 日 程                      |
|---|------------|--------------------------|
| 1 | 公募開始       | 令和7年 8月 25日(月)           |
| 2 | 参加表明書の提出期限 | 令和7年 9月 5日(金)            |
| 3 | 質問の受付締切り   | 令和7年 9月 5日(金)            |
| 4 | 質問に対する回答   | 令和7年 9月 9日(火)            |
| 5 | 企画提案書の提出期限 | 令和7年 9月18日(木)            |
| 6 | 企画提案書審査実施  | 令和7年 9月19日(金)~26日(金)【予定】 |
| 7 | 審査結果の通知    | 令和7年 10月 1日(水)【予定】       |
| 8 | 契約締結       | 令和7年 10月 3日(金)【予定】       |

### 4. 参加意思申出書の作成及び提出

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書(第1号様式)

イ 特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務参加資格審査申請要領に定める関係書類(平群町が執行する物品・その他の業者登録をしていない方)

#### (2) 提出期限

令和7年 9月 5日(金)午後5時15分まで《必着》

#### (3) 提出場所

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号  
平群町役場 観光産業課 商工・観光係

#### (4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参すること。

郵送する場合は、期限必着とする。

#### (5) 参加に関する説明会は行わない。質問がある場合には、「5. 質問の受付及び回答」を参照のこと。

### 5. 質問の受付及び回答

質問がある参加者は、「プロポーザルに関する質問書」(第2号様式。以下「質問書」という。)に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭によるものを含め、質問書以外で提出された質問に対しては、一切回答しない。

※質問は、1参加者につき1回までとする。

#### (1) 受付期限

令和7年 9月 5日(金)午後5時15分まで《必着》

(2) 質問先

平群町役場 観光産業課 商工・観光係

E-mail:sangyo@town.heguri.nara.jp

※電子メールの件名を“【質問】 特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務”とすること。

(3) 回答方法

令和7年 9 月3日（水）までに質問者を伏せた形でプロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問内容によって本プロポーザル方式による契約候補者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 7年 9月 18日（木） 午後3時00分まで ≪必着≫

(2) 提出書類

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類(企画提案書等)に必要な事項を記載の上、提出すること。なお、提出書類等はホームページからダウンロードにより入手すること。

- ① プロポーザル提案申請書(第3号様式)
- ② 誓約書(第4号様式)
- ③ 会社概要書(第5号様式)
- ④ 実績調書(第6号様式)
- ⑤ 業務実施及び連絡体制表(任意様式)

※本業務に関する総括責任者及び主たる担当者を必ず明記すること。

⑥ 企画提案書

- (a) 企画提案書表紙(任意様式)
- (b) 事業実施スケジュール(任意様式)

本町が行う業務内容及び業務量を明確に記載すること。

(c) 企画提案書(任意様式)

- ・ 仕様書の内容に基づき、業務に関する具体的な提案を簡潔に整理すること。
- ・ 企画提案書にはデザイン案、設置計画案、その他提案等の具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。
- ・ 使用言語は日本語とし、専門用語、略語等に関しては説明を付記するなどわかりやすい記載心がけること。

⑦ 見積書(任意様式)

概算根拠及び内容が分かるように内訳を記載すること。見積額には消費税額及び地方消費税額を含む。なお、契約候補者に選定された場合の契約額を確約するものではない。

(3) 提出部数 正本 1部、副本 7部(複写可)

※用紙は、A4 判(左綴じ)とすること。

※会社名等は正本のみに記載し、副本には提案者を特定できるもの(社名、社章など)  
を一切記載しないこと。

(4) 提出場所

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

平群町役場 観光産業課 商工・観光係

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参すること。郵送する場合は、期限必着とする。

## 7. 審査

(1) 審査

特産「平群の小菊」PR 多言語看板設置委託業務公募型プロポーザル審査委員会「以下「審査委員会」という。」を設置し、審査を行う。

プレゼンテーションは行わず、書面審査により決定する。なお、審査は非公開とする。

企画提案書の評価が最も上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を次点の契約予定事業者として決定する。なお、最高得点を取得した者が2者以上あるときは、見積金額の最も低い者を契約予定事業者とする。このとき、更に見積金額が同額の場合は、くじ引きにより契約予定事業者を決定する。

企画提案書により審査を行うが、提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、契約に係る具体的な内容及び金額は協議の上で決定する。

(2) 審査における最低基準

各審査員の評価点の平均点が100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない者は選定の対象としない。

(3) 審査対象者が1者の場合の取り扱い

審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準を満たした場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。

(4) 審査基準

審査基準は、別紙1「各審査における評価基準及び配点一覧表」のとおりとし、審査委員が採点を行う。

(5) 審査結果

審査結果は、審査終了後に各参加者に書面で通知する。

審査結果に関する問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

## 8. 契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させたうえで、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 仕様書の内容は、企画提案書による提案内容を基本とし、受託候補者と町との協議により最終的に決定する。
- (3) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合は、町に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本業務の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

## 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 参加者の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積金額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があるなどその他受託候補者として不適格と認められるとき。

## 10. その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、企画提案書等を提出できない。
- (2) 提出期限後における参加表明書及び企画提案書等の差し替え、訂正及び再提出は、認めない。なお、参加表明書及び企画提案書等の提出後に、必要に応じて説明又は追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提案資格の確認及び契約候補者の選定以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、本プロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は町に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等の作成に要した費用、旅費その他提出に要した一切の費用については、参加者負担とする。
- (7) 本手続において提出した書類に虚偽の記載があった場合には、提出された参加表明書及び企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、参加停止を行う場合がある。
- (8) 受託者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。また、契約終了後においても、守秘義務

を遵守すること。

(9) 提案書に記載した配置予定の担当者等は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、同等以上の者であることの発注者の了解を得た上で変更することができる。

(10) 参加表明書提出後にプロポーザルに参加しないこととした場合は、辞退届（第7号様式）を提出すること。

## 11. 担当窓口

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新 1 丁目 1 番 1 号

平群町役場 観光産業課 商工・観光係

TEL:0745-45-1017 FAX:0745-45-0211

E-mail:sangyo@town.heguri.nara.jp